

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 板橋区 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>日本語学級設置校校長・担当教員、教育委員会事務局指導主事</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 日本語学級の授業参観、協議、外部講師による指導・講評、意見交換等を実施。</p> <p>(2)学校における指導体制の構築 「公立学校・中学校・義務教育学校日本語学級設置要綱」及び「日本語学級通級に関する基準」に基づき、日本語学級(拠点校)を設置している。</p> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 特別の教育課程を含む教育課程作成のための説明会及び相談の実施。</p> <p>(4)成果の普及 HP等で概要と成果を公表する。</p> <p>(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語がわかる支援員の派遣 海外から日本に入国した直後、もしくは日本入国後間もなくして転校してきて、日本語が理解できない児童・生徒に対して在籍校における授業内通訳や保護者面談等における通訳を行うため、ことば支援員を配置。</p>
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 外部講師による講義を受けることで、外国につながる子どもの状況を理解し、支援の質を高めるよう努めた。また、外部講師や他の日本語学校設置校の教員が授業を参観し、それに対する指導・講評・交流をすることで、教え方や支援についてのアイデア等を共有し、区内全体の指導・支援力の向上を図った。 今後は児童生徒等に応じた指導の工夫がさらに必要である。</p> <p>(2)学校における指導体制の構築 日本語学級に通級する児童生徒について、拠点校及び在籍校の教員が連携することで、日本語指導だけでなく生活指導や進路相談等を実施できるよう努めた。また、区内の公共交通機関等の通級手段を考慮して拠点校を設置することで、日本語指導が必要な児童生徒等の在籍が少数においても、通級による指導を受けることが出来た。 今後はどんな日本語に困り感があるのか担当や担任がより詳しく把握することが必要である。</p> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p>

「特別な教育課程」実施のため、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画立案や、指導力向上を図った。  
 今後は「特別な教育課程」実施のため、DLAを活用し、その結果を踏まえた個別指導計画の作成等さらに指導力の向上を図る。

(4) 成果の普及

教育委員会のHPにて成果等を公表する予定。今後はよりよい普及方法を検討する。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語がわかる支援員の派遣

日本語が理解できない児童・生徒等に対し、ことば支援員を配置し授業内通訳を実施することで、担任等とのコミュニケーション促進及び授業の理解促進を図ると同時に、児童・生徒が日本の学校に慣れ、継続して通学できるよう努めた。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	32人 (13校)	19人 (12校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別な教育課程で指導 を受けた児童生徒数		21人 (10校)	15人 (11校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

東京都教育委員会にて実施を予定している「日本語指導促進に向けた「外国人児童生徒のためのJSL 対話型アセスメント DLA」モデル地区」に申請し、学校への指導・助言、研修会の実施、DLAの結果を踏まえて、個別指導計画の作成、DLA実施者の育成に関することに取り組む。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。